

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指
岡田 晶博	岡田 晶博	三橋 友里	三橋 友里	村上 宏	村上 宏	米内山 真	米内山 真
社会福祉法人敬仁会青森森仁会病院	青森慈恵会病院	つがる西北五広域連合つがる総合病院	つがる西北五広域連合つがる総合病院	むつ総合病院	むつ総合病院	八戸市立市民病院	つがる西北五広域連合つがる総合病院
青森市久栗坂字山辺八九の一〇	青森市大字安田字近野一四六の一	五所川原市字岩木町一二の三	五所川原市字岩木町一二の三	むつ市小川町一丁目二の八	むつ市小川町一丁目二の八	八戸市田向三丁目一の一	五所川原市字岩木町一二の三
整形外科	整形外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	糖尿病・内分泌科	糖尿病・内分泌科	外科	消化器外科
三・二・一	三・二・一	〃	〃	〃	〃	三・二・一	三・二・一

青森県告示第八百三十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和三年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

区指定医の氏名	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科	指定期限
平間 公昭	平間 公昭	八戸市立市民病院	外科	令和三年十二月三十一日

青森県告示第八百四十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇二	令和三年十二月三十一日	社会福祉法人沢朋会	弘前市大字大沢字三の二	短期生活介護事業所	弘前市大字大沢字一の三	令和三年十二月三十一日	短期生活介護

青森県告示第八百四十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期限
三村 申吾	〃	〃	〃

市川 奈業	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体不自由)	令和四・一・一
-------	-------------	-----------	-------------	---------

青森県告示第八百四十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第一百五十五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字村中二九	尻屋加入区
下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二	
南谷 雅人	
寺道 芳信	

青森県告示第八百四十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
むつ市大字関根字前浜四二	関根浜区域 関根浜漁業協同組合の地区	底建網漁業
奥川 三治		

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設における連携科目等を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

青森県教育委員会

むつ市大字関根字安畑四九の七七	葛野 昭男		
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一九二の一	新田 辰男	佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区	主として底建網漁業
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一	東出 一夫	佐井字磯谷の区域	
五所川原市十三深津二一	相川 幸彦	十三区域 十三漁業協同組合の地区	底びき網を使用 して行うしじみ漁業
五所川原市十三深津二二	相川 唯志		

- 一 指定技能教育施設の名称及び所在地
八戸あおば高等学院
八戸市柏崎二丁目七の一四
- 二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する 高等学校の科目
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション

- 三 指定日

令和四年四月一日

公安委員会

青森県公安委員会告示第百三十八号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法令等の名称	条項	使用を開始する日
警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）	第十条第一項及び第十七条第二項	令和四年一月四日
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	第十条第三項	
道路交通法施行規則（昭和三十五年十二月総理府令第六十号）	第五条第一項及び第八条第一項	
青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）	第九条第三項	

正

誤

西北地域県民局長

令和三三三〇 第三九七号	出先機関	発行年月日 発行番号	区分
六	六	ジペー	段
表中	表中	行	行
四屏風山一の富 風山一の八七	萱津二三の四 富范町	誤	
四屏風山一の富 風山一の八七	萱津二三の四 富范町	正	

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円